

認可外保育施設利用児童への虐待に係る対応

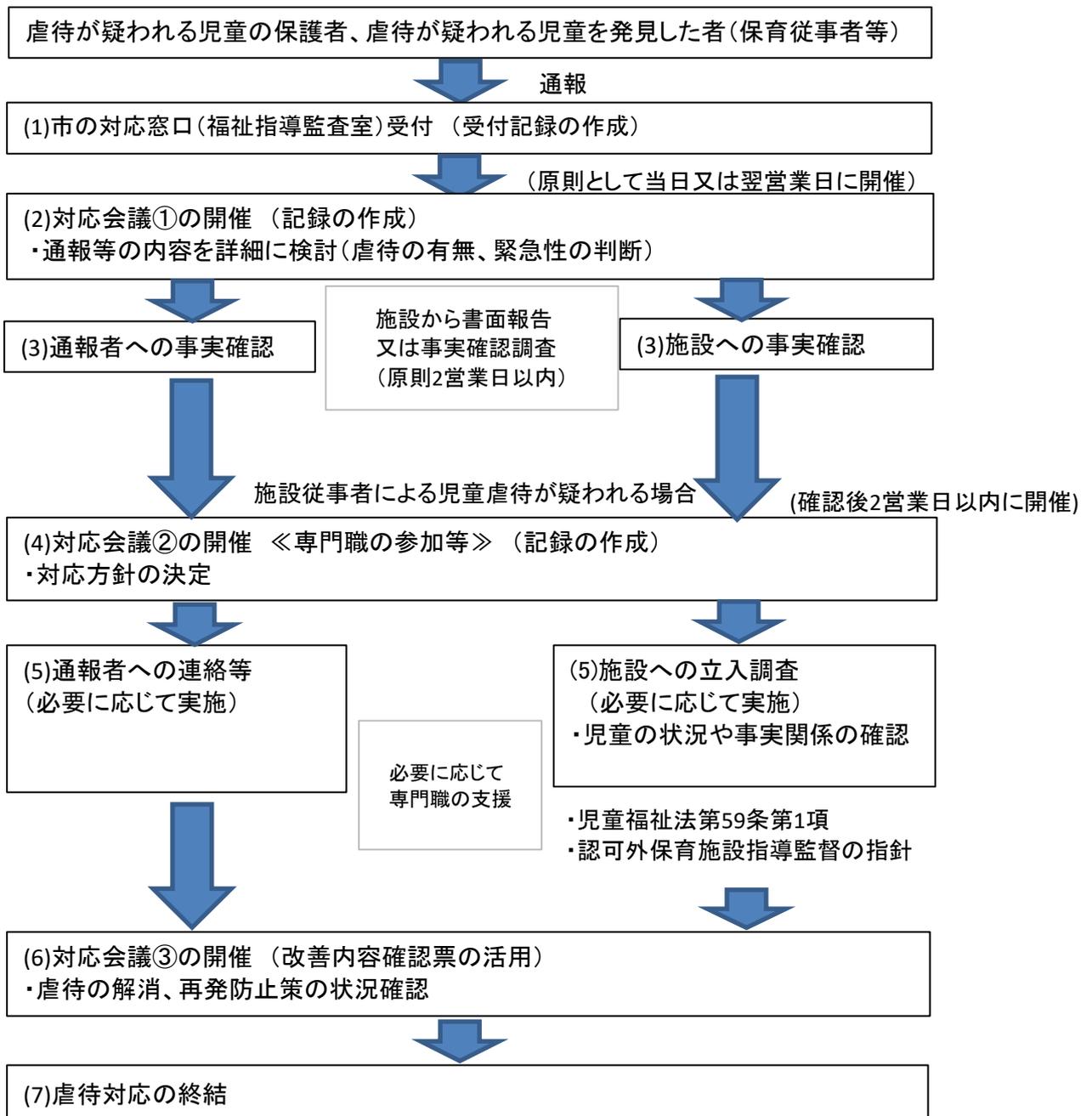
(施設設置者の責務)

認可外保育施設での施設職員等による虐待については、認可外保育施設指導監督基準に「児童に身体的苦痛を与えることや人権を辱めること等がないよう十分配慮すること」とされており、発生等が疑われる場合等は設置者の責任において事実確認を行い適切な対応を取る必要がある。

(市の対応)

認可外保育施設を指導監督する立場として、虐待の早期解消及び再発防止策等の確認のため下記のとおり対応するものとする。

☆ 施設従事者による児童虐待が発生した場合の対応



※ 通報等で状況が十分つかめている場合は、(2)及び(3)を割愛し、(4)の会議を開催することができるものとする。